

茅ヶ崎市スポーツ広場要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市円蔵スポーツ広場、茅ヶ崎市小出暫定スポーツ広場及び茅ヶ崎市堤スポーツ広場多目的広場の設置、管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図るため、茅ヶ崎市円蔵スポーツ広場、茅ヶ崎市小出暫定スポーツ広場及び茅ヶ崎市堤スポーツ広場多目的広場（以下「スポーツ広場」という。）を設置し、その名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
茅ヶ崎市円蔵スポーツ広場	茅ヶ崎市円蔵一丁目651番地の1
茅ヶ崎市小出暫定スポーツ広場	茅ヶ崎市堤427番地
茅ヶ崎市堤スポーツ広場多目的広場	茅ヶ崎市堤1316番地

(使用の承認)

第3条 スポーツ広場を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしないことができる。

- (1) 秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設及び設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利を目的とした活動であると認められるとき。
- (4) その他管理上支障があると認められるとき。

3 市長は、第1項に規定する承認をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(登録)

第4条 スポーツ広場を使用することができる者は、市内に在住し、在学し、又は在勤し、かつ、第2条に掲げる3施設の使用登録を行っていない者で構成する団体（責任者を有し、スポーツ・レクリエーション活動を目的とする10人以上の者で構成する団体に

限る。)で、市長に登録したものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による登録の有効期間は3年間とし、登録の基準日は4月1日とする。ただし、基準日後に登録した場合は、残りの期間を有効期間とする。
- 3 第1項の規定による登録を受けようとする者は、茅ヶ崎市スポーツ広場使用登録申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかに審査し、決定し、登録をしたときは、茅ヶ崎市スポーツ広場使用登録書(第2号様式)を交付するものとする。

(種目)

第5条 スポーツ広場を使用することができる種目は、茅ヶ崎市円蔵スポーツ広場においては、軟式少年野球、少年サッカー、女子サッカー、ソフトボール、ゲートボール、ターゲット・バードゴルフ及びグラウンドゴルフ、茅ヶ崎市小出暫定スポーツ広場及び茅ヶ崎市堤スポーツ広場多目的広場においては、軟式少年野球、サッカー、ソフトボール、ゲートボール、ターゲット・バードゴルフ及びグラウンドゴルフとする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(使用できない日)

第6条 第4条の規定により登録した団体がスポーツ広場を使用できない日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 毎月の第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- (3) 市又は教育委員会が主催する事業を行う日。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、使用できない日を臨時に変更し、又は臨時に設定することができる。

(開場時間)

第7条 スポーツ広場の開場時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、5月から8月までの日曜日及び土曜日は午前8時から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、開場時間を臨時に

変更することができる。

(使用時間)

第8条 スポーツ広場の使用時間は、使用1回につき原則として3時間以内とする。

(使用料)

第9条 スポーツ広場の使用料は、無料とする。

(使用承認の取消し等)

第10条 市長は、スポーツ広場の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認の条件を変更し、又は使用の承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害が生じても市長はその責めを負わない。

(1) 第3条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 使用の承認の条件に違反したとき。

(3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(4) 市長が必要と認めたとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、スポーツ広場を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第12条 使用者は、スポーツ広場に特別の設備をし、又は既存の設備に変更を加えてはならない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委託)

第14条 市長は、スポーツ広場の管理を第4条第1項の規定による登録をした団体をもって構成する団体に委託することができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、スポーツ広場の管理等に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。